

第3号様式（第12条関係）

会 議 の 開 催 結 果

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会 議 名 | 令和5年度(2023年度)第2回越谷市介護保険運営協議会 |
| 2 開催日時 | 令和5年(2023年)8月22日(火) 午後2時30分～午後3時45分 |
| 3 開催場所 | 市役所本庁舎8階 第2委員会室 |
| 4 会議の概要 | 議 事 (1) 令和5年度第1回介護保険運営協議会会議録について (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ① 第9期計画 体系図(素案)及び施策の体系(素案)について ② 第9期計画に反映する既存及び新規事業について ③ 今後のスケジュール ※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。 |
| 5 公開・非公開の別 | 公開・一部非公開・非公開 |
| 6 非公開・一部非公開の理由 | |
| 7 傍聴人員 | 0名 |
| 8 問い合わせ先 | (担当課名) 介護保険課 Tel 963-9305 (直通) |
| 9 その他 | |

令和5年度（2023年度）第2回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和5年（2023年）8月22日（火）、午後2時30分～午後3時45分

場 所 市役所本庁舎8階 第2委員会室

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、高橋(信)委員、加藤委員、中村委員、田中委員、得上委員、北山委員、新美委員、青木(衆)委員、平林委員、吉尾委員、高橋(昌)委員、青木(真)委員、堀切委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼介護保険課長、小田地域共生部地域共生推進課長、小林地域共生部地域包括ケア課長、中村保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部副参事兼健康づくり推進課長、相田地域共生部地域包括ケア課調整幹、会田地域共生部介護保険課調整幹、山崎地域共生部介護保険課副課長、外5名

傍聴人：なし

《以下議事録》

1 開 会

司 会 それでは、皆様こんにちは。ただいまより令和5年度第2回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。

本日は、委員総数20名のうち16名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、菰田委員、佐藤委員、蔭山委員、本間委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。星野会長、よろしく申し上げます。

星野会長 つい先日まで韓国にありまして、そこで日本と本当同じことが起きているなと思っておりました。何かというと、やっぱり人手が足りない。そうなってく

ると、またそして介護保険もいろんな事業者の中でそういう権利が分かっていると、ところがやっていないと非常に権利侵害も起きているということがあるのではないかなど。ある意味では、日本も一歩間違うとそうかなということだと思います。それをまたお互いにチェックしながらどういうふうに充実したサービスをするのかということが求められているのは、やっぱりこの高齢化を迎えている日本が抱えていることだし、それをどう具体的に肉づけしていくのかというのは改めて皆様のお知恵の中でやっていくことなのかなと思います。

ここで皆様のお知恵はお知恵といたしましても、やはりまずはここで越谷というところでどういうこのシステムをつくっていくのかということがメインだと思いますので、そのシステムづくりに向けて、ぜひ皆様のお知恵を出していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は8点です。まず、会議次第、資料1と書いてあります「令和5年度第2回越谷市介護保険運営協議会」、別紙1と書いてあります「施策の体系（案）」、こちらはA3のカラー印刷されているものになっております。続きまして、別紙2と書かれております「第8期計画施策の体系」、こちらは両面刷りでA3白黒印刷されているものです。続きまして、別紙3「第9期計画における新規事業」、こちらはA4の用紙の2枚どめになっているものになります。続きまして、別紙4「第9期計画施策の体系（案）各課一覧」、こちらも両面刷りのA3の白黒印刷となっているものになります。続きまして、資料1-1と書いてあります厚生労働省の資料。最後に、別冊1と書かれてあります「令和5年度第1回越谷市介護保険運営協議会会議録」、以上8点をお送りさせていただきました。こちらにつきまして足りない方がいらっしゃいましたらお申出いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 では、本日配付の資料としまして、机に置いてありますものが4点ございます。まず、別紙1「施策の体系（案）」と書いてあるカラーの用紙になります。続きまして、別紙4「第9期計画施策の体系（案）各課一覧」となっております。続きまして、参考資料1と書かれた「第9期計画策定に向けた調書」、こちらの冊子ですね。最後に、令和5年度版の新しい「あんしん介護保険」のパンフレット、以上4点につきまして事前に配付をしておりますけれども、こち

らにつきまして足りない方がいらっしゃいましたらお申出いただきたいのですが、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 今回机に置かせていただきました別紙1、あと別紙4につきましては、事前に送付している資料の差し替えとなりますので、本日の会議ではお配りした資料をご参照いただきますようお願いいたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

では、本日の審議においては、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、会議の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

議 長 それでは、次第に基づき議事と移ります。次第につきましては、皆様のお手元にあるかと思っております。3つほど議題があると思います。

それで、運営協議会の議事内容については、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条1項に基づき、原則公開となっております。ご了承ください。

事務局に伺いますが、今日傍聴される方はいらっしゃいますか。

事 務 局 傍聴者はありません。

議 長 分かりました。では、これより進めさせていただきますと思います。

3 議 事

(1) 令和5年度第1回介護保険運営協議会会議録について

議 長 では、次第を皆様ご確認いただきたいのですが、まず最初にトータルに全体的に60分程度の会議になるのではないかなと思っております。前後するかもしれません。先ほど申し上げましたように、この会議、基本的にこのシステムをどうつくっていくのかということになりますので、その趣旨もお含みいただき、ご協力よろしくようお願いいたします。

では、第1番目、議事ですが、1番、令和5年度第1回介護保険運営協議会会議録についてということで、もう既に配付されていると思います。何かご意

見とかご質問とかありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議 長 ありがとうございます。ということで、これでご承認いただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議 長 では、順次実質的な審議を進めてまいりたいと思います。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

①第9期計画体系図（素案）及び施策の体系（素案）について

議 長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

議題2、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、1番、第9期計画体系図（素案）及び施策の体系についてということで、こちらに次第に書いてあるとおりののですが、それについて事務局からご説明をいただきたいと思いますが、既に大きい骨格のところはまず前回で承認いただいたものと思います。それに対して、改めてそれをどういうさらに柱にしていくか、またそれにどういうふうに事業をひもづけていくのかと。そしてまた、それに基づいて具体的な市民の方や関係者へのパブリックコメントを求めていくのかという、そういう大きな流れの中で、今日は最初の入り口になることなのかと、最初か2番目か分かりませんが、入り口的なところになるのかなと思っております。

では、事務局のほうからご説明のほどよろしくお願いいたします。

事 務 局 それでは、議事の(2)番、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてのうち、①番、第9期計画体系図（素案）及び施策の体系（素案）についてご説明申し上げます。お手元のほう、右上に資料の1番と書いてあるものとA3横のカラー刷りの別紙1、こちらのほうを手元にご用意をお願いいたします。説明につきましては着座にて失礼いたします。

議 長 分からない方いらっしゃったら、職員の方ちょっとサポートを。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。では、どうぞ。

事 務 局 それでは、まず資料の1の2ページ目をお開きください。第9期計画の体系図の根幹となる基本理念、長寿福祉社会像と基本目標でございます。こちらにつきましては、ただいまの会長のほうからお話がありましたとおり、前回の運営協議会で市の最上位計画である第5次越谷市総合振興計画や第3次越谷市地

域福祉計画等に変更がないことで、また国が示している見解等にも大きな変更がないことから、第8期計画と同様とする方向でご了承いただきましたので、第8期計画のまま掲載をしております。

続きまして、カラー刷りの別紙1を御覧ください。こちらは基本理念、それから長寿福祉社会像、それと基本目標、特に基本目標を達成させるための施策の体系（案）でございます。こちらにつきましては、前回の運営協議会の開催の後、3度の作業部会、それから検討委員会というところで報告、検討した結果でございます。別紙1の左側に書いてあるものが第8期計画の施策の体系で、右側が第9期計画の施策の体系の案となっております。

順次変更箇所についてご説明いたします。資料の1の3ページと併せてご確認いただきたいと存じます。まず、第9期計画施策の体系（案）の主要施策1と主要施策2の部分でございます。今回介護予防、この位置づけにつきましては、第8期の主要施策2から主要施策1に移動しております。移動させた理由につきましては、介護予防の取組は主要施策1の施策の柱1で掲げる生きがいづくりや、同じく施策の柱（3）の健康づくりと深い関係性があり、主要施策1で掲げる高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を達成させるためには、介護予防の推進が必要不可欠であると考えたためです。なお、介護予防、この文言につきましては、第8期計画では主要施策2の名称及び施策の柱の一部として掲げていましたが、第9期計画では主要施策1の高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸を果たすための手段として、他の柱と並列的に位置づけたほうがよいとの考え方から、独立した施策の柱（4）として介護予防の推進を設定いたしました。

次に、主要施策2でございますが、こちらにつきましては、様々な支援体制をまとめ、特に充実させていくという整理を行っております。まず、施策の柱1、地域で支え合う体制の充実でございますが、こちらは第8期計画では地域で支え合う活動の推進となっていたものを変更しております。今回の計画のポイントでもある地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域共生社会の実現が重要となっております。その手段となる重層的支援体制整備事業を本市では令和4年度から開始いたしましたが、これらを包括的に位置づける名称へと変更しております。

次に、施策の柱（2）、地域包括支援センターの体制強化と家族介護者に対する支援の充実ですが、第8期計画の主要施策6の柱3件が、家族介護者に対

する支援の充実の部分移動し、統合いたしました。これは国の基本方針（案）でヤングケアラーを含めた家庭における介護者の負担軽減が示されており、対象となる方が認知症の方に限られないことから、移動、統合したものでございます。その上で統合先として考えたのが地域拠点である地域包括支援センターとの連携が重要になることから、施策の柱（２）と位置づけたものでございます。

続きまして、資料の１の４ページをお開きください。資料の１、４ページと引き続き別紙のほうを御覧ください。施策の柱（３）、高齢者虐待防止対策の推進と権利擁護の充実です。こちらは高齢者虐待防止対策の推進を新しい柱として掲げるとともに、第８期計画の主要施策６の施策の柱２に位置づけられていた権利擁護事業の充実と統合させる形で移動いたしました。高齢者虐待防止対策は、近年の虐待対応件数の増加、これが実際に虐待ではなかったとしても、多くの通報が寄せられていること、また国の基本指針（案）でも高齢者虐待防止の推進が明記されていることから新設いたしました。

続きまして、資料１には特に記載しておりませんが、施策の柱の６として、災害・感染症等対策の充実に関しまして、第８期計画では整備としていた文言から充実の文言に変更いたしました。こちらは災害・感染症等対策の整備から一層充実させる必要があるとの認識から文言を変更しているものでございます。

少し先に飛びますが、主要施策５の施策の柱（３）につきましても同様の理由で、第８期計画の地域医療構想を踏まえたサービス提供体制から地域医療構想を踏まえたサービス提供体制の充実と充実の文言を整理しております。

続きまして、主要施策３、こちらの施策の柱（３）でございます。中長期的な視点での介護サービスの基盤整備についてでございますが、国の基本指針（案）の中で計画期間中の２０２５年のみならず、２０４０年を見据えて地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなどから介護サービス基盤の整備を行うことが求められていることから、中長期的な視点でのという文言を追加しております。

続きまして、資料１の５ページをお開きください。あわせて、引き続きまして別紙１のほうも御覧ください。主要施策３、介護サービスや住まいなどの基盤整備、それから主要施策の４、介護人材確保と介護現場の生産性向上についてご説明いたします。主要施策の４、これにつきましては第８期計画策定時に、当時の運営協議会委員の皆様から介護人材確保が重要であるとの意見を基に、

それまで5つの主要施策だったもののうち、第7期計画まで主要施策の3として一くくりにしていたものを主要施策の3、介護サービスや住まいなどの基盤整備、それから主要施策の4、介護人材確保・育成として6つの主要施策として第8期計画を策定、推進してきた経緯がございます。

こうした中、本年5月に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の中で介護保険法の一部改正が行われ、あわせて国の基本指針（案）の中でも重点項目として位置づけられている介護現場の生産性向上、これが人材確保と密接に関連するとの考え方から、主要施策の4に位置づけました。また、これに併せて新たに主要施策の施策の柱の（2）として、働きやすい職場づくり・介護現場の生産性向上も新設しております。

主要施策3及び主要施策4は介護関連事業となることから、主要施策の3では主に利用者に関する内容、主要施策の4では主に介護事業者に関する内容を位置づけるように整理をしております。こうしたことを含め、第8期計画の主要施策3の施策の柱（6）、サービスの質的向上のためのシステムの充実につきましては、サービスの質的向上と事業者に関するシステムの充実をそれぞれ分け、主要施策3の施策の柱（6）と主要施策4の施策の柱（2）としております。

最後に、主要施策の6となります。国の基本指針（案）では、認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進が求められております。また、本年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立したことから、今後この法律に基づき国において認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するために、認知症施策推進基本計画が策定される見込みであり、認知症施策の推進がさらに必要となるものと考えられております。こうしたことを踏まえまして、認知症に関連する主要施策6につきましては、大幅に見直しを行いました。

先ほどご説明したとおり、第8期計画における施策の柱（2）の権利擁護、それから施策の柱（3）の一部、家族介護者支援については、主要施策の2に移動しておりますが、さらに第8期計画における施策の柱を整備、充実、細分化することといたしまして、新たに施策の柱の（1）といたしまして、認知症の人に対する正しい理解の促進、施策の柱（2）、認知症の人にやさしい地域づくりの推進、施策の柱（3）、認知症の人の意思を尊重した社会参加支援、

施策の柱（４）、認知症の早期診断と早期対応の促進といたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 非常に分かりやすいこちらの何枚もの資料でご説明いただいたし、またそれをビジュアルにすると、こちらのほうの表になるということだと思います。

改めて時代なのだなと思うのですが、一緒にしている部分もやっぱり明記したほうがいいのではないか、介護予防なんかでも。それから、家族介護者に対する支援というもの、それから高齢者虐待の防止はもう絶対大切だよねとか、そういった重要な項目をきちんと文言で精査していただいていると。私などは災害・感染症対策、こちらのほうの充実、これもきちんとしたところで打っていただいているというようなこと。それから、基盤整備のところ、これは先ほど申し上げたとおり、基盤整備、ちゃんとした職員がちゃんとした力量のある職員がきちんと核になっていかなければいけない、これを本格的に備えなければいけないということ等を、あと国からの通知等を踏まえた上でこのような形で整理していただいたものと思っております。

何か皆様のほうからご意見とかご質問とかあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、一応これはこれで、これは入り口でございますので、次からが大変なのですが、笑うところではありませんが、これは承認を取ったほうがいいですよ。形として、では一応こういう方向で考えているということについて、この場では同意を得たという記録を残せばいいですね。

（２）高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画について

②第９期計画に反映する既存及び新規事業について

議長 では、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

次は、第９期計画に反映する既存及び新規の事業についてということで、何かというと、今事務局が丁寧に説明していただいたことに対して、その後それがどういうふうな事業がひもづけられているのかという、そういったものがまたご説明いただけるのかなというふうに思っております。では、事務局からよろしいですか。

事務局 それでは、議事の②番、第９期計画に反映する既存及び新規事業についてご説明いたします。お手元のほうは、引き続き資料の１番とＡ３の今度は白黒の

横になっている右上に別紙2と書いてあります。それから……

議長 ありますか、皆さん。

事務局 それから、このA4判の別紙3というもの、それからまた右上に別紙4と書いてあるこのA3判の横になっているもの、それと本日お手元の机のほうに配付をさせていただきました右上に参考資料1と書いてあるもの、クリップ留めした少し厚手のもの、こちらを基に説明をしていきたいと考えております。

議長 大丈夫ですか。はい、どうぞ。

事務局 それでは、資料の1の6ページをお開きください。

第9期計画の策定に向けて、第8期計画の事業を掲載している担当課に対しまして、このたび第9期計画での既存事業の方向性に関する照会を行いました。A3の横になっているこの別紙2と書かれているもの、これですね、別紙2と書かれているもの、こちらにつきましては、第8期の計画に掲載している全96の事業について、第9期計画でどのように扱うか、いわゆる継続をしていくのか、それとも拡充をしていくのか、それとももう事業のほうは目標を達成したということで廃止していくのか、その調査をこの前行いまして、その結果を載せております。結果につきましては、各表の一番右側のところに「9期計画（案）」と書いてありまして、そこに継続もしくは拡充・充実といった文言が書かれております。ほとんどの事業につきましては、継続となっております、一部拡充・充実がありました。各担当課のほうからは現時点においては廃止というような回答はございません。

それから、本日お手元に配付をさせていただきました参考資料の1、こちらがクリップ留めの少し厚手の資料でございます。こちらにつきましては、今回各課から提供された調書になっております。一つ一つの中身の詳細につきましては割愛をさせていただきますので、恐れ入りますが、後ほどご参照いただきたいと存じますが、この各調書の上部の黒塗りで白抜き文字になっているところに「位置づけ」と書いてありますが、この位置づけの部分につきましては、先ほどご説明を差し上げました第9期計画の施策の体系（案）に基づいたものとなっております。

それから、一番下段に記載されているこの実績と目標ということで、数値が入っているものもございしますが、この目標値につきましても現時点で第9期計画に掲載する数値を各課で検討していただいたものを掲載しております。この中には一部検討中というものもございしますが、今後の作業部会、検討委員会の

中でこれらの目標の数値を設定していく予定でございます。

続きまして、A4の薄いこの縦のこちら別紙3、こちらを御覧ください。別紙3につきましては、第8期計画に掲載していた既存事業に関する照会以外に第9期計画から掲載を希望する新規事業について関係各課だけではなく、これまでの第8期計画に事業として掲載していない担当課に対しても照会を行った結果でございます。結果でございますが、新規事業として提出されたものは全部で3つ、これは地域共生推進課からきらぽ（越谷きらぽポイント）、この事業に関するものと、重層的支援体制整備事業の2件、それから地域包括ケア課から高齢者虐待防止の件で1件、合計3件となっております。

この後の作業といたしましては、現時点での基本指針（案）、これは国からの基本指針（案）、それから今後国から示される基本指針（案）の内容に沿うよう、さらなる新規事業の有無について庁内で照会を行い、取りまとめていく予定でございます。

最後でございますが、A3の横で別紙の4となっているもの、さらにちょっと別紙2と似ておりますが、右上に別紙の4と書かれているものを御覧ください。こちらの別紙の4につきましては、先ほどの議題でご説明をした施策の体系（案）、それから施策の柱に基づいて各課から提出された既存事業、新規事業について当てはめたものでございます。こちらにつきましても、これは現時点の案でございますが、今後その基本指針（案）、それから国から示される基本指針の内容に沿うよう適宜見直し作業を行ってまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 要は先ほど施策の整理があったら施策の柱等が出たら、それに対して事業としてどういうふうな整理がされたのかということが示されたと思います。しかも、それで実は大切なことだと思っておりますけれども、今までの事業というものがあつたときに、その事業をそのまま漫然とやっていたらいいというのではなくて、その継続するか否かということについての選択というのが迫られると思いますが、それに関しては取りあえず現在の部局としては継続もしくは拡大と充実していきたいというご意向だというふうに承っております。さらに新規事業もこういうふうに行われているのですが、改めてここで言うことではないのですが、やっぱり資料3の中で高齢者虐待防止の関係でいうと、虐待件数がこのように書いてあるものを見るにつけ、施設内においても自宅においてもこのような虐待件数があるのかと思うと、やはりそういうことも含めた施策体系とい

うのが求められるのだろうかということ深く考えさせられる次第でございます。

それでは、皆様、説明いただきましたものについて何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

A 委員 これに第9期の越谷市高齢者保健福祉計画の越谷きらきらポイントというのだけれども、ポイント。今までもきらきらやっていたのではないかと思うのだけれども、どのような違いがあるのか、新規事業ですから。

事務局 お答えいたします。

この越谷きらきらポイントというのは、スマートフォンを使った事業なのですけれども、フレイル予防に効果的とされるスマートフォンのアプリを使った事業で、そのスマホを使って歩いたり、脳トレをしたり、バランスよく食事をしたりすると、そういった健康的な活動を通して楽しくポイントをためるという事業になります。たまったポイントは、キャッシュレス決済のペイペイというものに変換することができる仕組みとなっております。さらには、市の事業やボランティアに参加していただくことでポイントがためられるということで、フレイル予防はもとより、高齢者の皆様の社会参加の推進が期待できるという事業になります。

以上でございます。

A 委員 よろしいですか。ここまでやってしまうと、認知症にならない。年を取ると大体頭を使いたくないのだよね。言っている意味は分かるのだけれども、それについてこられるかどうかという問題だね。それよりも、もう少し同じきらきらだから、あまり頭の使わないことがいい。でも、時代が時代だから、そういうふうな形でそれに慣れると、新しい時代に慣れるというようなことのできる人はできる、できない人までやらそうとは思わないでしょうけれども、そのようなことなのですけれども、ちょっと私なんか70超えますと、あんまり面倒くさいことはよそうかなと思っているのですけれども、そういうことの頭を使いたくないのに、きらきらはいいのですけれども、きらきらではなくてぎらぎらになってしまうのではないかと。やはり計画するほうは時代に沿って、あんまり難しくやらないような形で推進すればいいのかなという老婆心です。

以上です。

議長 おっしゃるとおりです。

マイク、マイク。

B 委員 とてもこれきらぽいいなと思うのですけれども、例えば会社さんの中にもその高齢者の方、1万歩歩いているのだよとか、そういう方がいて、頑張ってくださいね、続けてくださいねなんていう話をするのですけれども、実際にこれどこでその1ポイントをどういうふうに区切るのか。予算としてどのぐらいなのを考えていらっしゃるのか、とても興味があるので、お答えいただきたいと思います。

事務局 まず、ポイントについては、先ほどの……まずスマホに歩数計の機能があったりしますので、そこで目標の歩数を達成すると、まずポイントがついたり、あと先ほど申し上げたボランティアに参加するとかというところ、その会場のほうにQRコードが用意してございますので、そこにスマホを触れていただくというような形になります。この「きらぽ」という冊子、こういった冊子がございますので、今日お帰りの際に皆様にお配りさせていただきたいと思います。

議長 人数分あります、それ。

事務局 人数分、今ご用意しています。

議長 では、会議中に配ってしまってください。見たい人がいますから。興味おありだそうですし、あんまり苛酷なことをする……

A 委員 帰りではなくて、今回したほうがいいのではないの。

議長 失礼いたしました。

A 委員 ごめんなさい。余計なことばかり言ってしまって。

議長 いやいや、苛酷でないように、そしてまた使いやすいかどうか、そういったことを精査も含めて、この間の資料のあれで。

事務局 それから、予算なのですけれども、令和5年度につきましては、一応180万円を予算として計上しているのですけれども、その中には印刷物なども入ってしまっているのですが、基本的にはポイントでは、ポイントについては一応100万円ということで考えております。

先ほど難しいものが多いというようなお話だったのですけれども、一応説明会なども今もやっておりますが、今後用意してございますので、地区センターや老人福祉センターで説明会を行ってまいりたいと思いますので、よろしければご参加いただければと思います。

A 委員 ぼけが治ってしまうかもしれないね。はい、ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。今マイク行きますね。

C 委員 すみません。教えていただきたいのですけれども、地域ケア会議のことなのですけれども、1、2、3とありまして、市レベルの地域ケア会議、それから地区レベルの地域ケア会議、それから個別、これがちょっと一番分からないのです。地区とか市とかというのは分かるのですけれども、個別レベルの地域ケア会議というのはちょっと教えていただければありがたいのですが。

議長 ちょっぴりごめんなさい。今配付、手分けして配付をお願いします。よろしく。
事務局 ご質問いただきました地域ケア会議なのですけれども、そのうち特に分からないという個別レベルの地域ケア会議でございます、これは高齢者個々の困難事例を多職種で検討していく支援困難型のケース検討会議です。これは参加者の中には医師ですとか、歯科医師、薬剤師、そういった専門職の方をはじめ、地域の民生委員さんですとか、自治会さんですとか、そういった方もご参加をいただいて、その方の困難事例に対してどう支援していくかというような方針を決めていくようなそういった会議でございます。

もう一つありまして、自立支援型のケース検討会議というのがございまして、これは比較的支援困難に比べると軽度な方、自立支援といえますので、その方が望む姿というものがございまして、その望む姿に対してどうプランをつくっていくか。ケアプランを地域包括支援センターで作成しておりますので、そういったそのケアプランの作成の仕方ですとか、その方の望む姿に向けた検討をしていく、それも医師ですとか歯科医師、薬剤師、リハ職、訪問看護ステーションさん、そういった専門職の方にお集まりをいただいて、その方針を決定していく、そのような会議となっております。

以上です。

C 委員 すみません。それと、私なんかも地区レベルの地域ケア会議に出ているのですけれども、この地区レベルとかでした内容を、では住民の方は知っているかという、皆さんほとんどその出たメンバーがいつも同じメンバーで、実際に福祉関係に関わる人たちがみんな出ているのですね。民生委員とか、それからその地域でいろいろやっている方たちが。ところが、そこで話し合っ、ではどうしていこうかというその今みんな検討しているのですけれども、こういうことを住民の方がみんな知らない。実際にはこれ住民のための会議ですよ。だから、そういうことをいろんな皆さんにも知るといふか、知らせるといふか、そうでないと地域としての会議というふうに広げてなかなかいけないのではな

いかなとちょっと思うのです。今高齢化が進んでこういうことをみんなやっていますけれども、やっぱり自立というか、その高齢者がそういうことを自分たちで考えられるようなことにも結びつけば、こういう会議ってもっといいのではないかなとちょっと思うのです。いろんな意見がそこで出るので。ですが、それがなかなか伝わっていかないというのがあって、継続でやっていただけるのであればすごくありがたいなとは思いますが、今後もよろしく願いいたします。

D 委員 私はこのきらポに関心をちょっと持っています。老人クラブ連合会なのですが、最近老人クラブの中で高齢化が物すごく進んでいるのです。75歳以上の会員の数が全体の七、八割になっている。要するに75歳未満の方が20%から25%程度なのですよね。そういうような高齢化で困っておりますが、そういうような人たちに対するこのきらポに期待しているのですが、もう一つ埼玉県老人クラブ連合会という組織があるのですけれども、会員のデジタル機器についていろいろ調査をした。調査したと2つなのですけれども、パソコン、これは限りなくゼロに近い。ところが、スマホは高齢者の7割以上が持っているというようなことで、私はそういうような面からすると、これからはいろいろな面でその高齢者にとってスマホを持っていますので、こういうようなもので生かしていただきたいなという感じはしております。

以上でございます。

ついでに、できましたら老人クラブのほうの説明会もぜひ実施していただけるように企画いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局 もしご要望があればご連絡いただければ、こちらのほうから。

D 委員 ありがとうございます。

E 委員 きらポの話が続いているのですけれども、実は私は6月2日にこの制度が始まってすぐ6月2日に入りました。それでもう3か月近くになるのですけれども、実際に大したポイントではないのですけれども、意識が違いますね。4,500って私与えられているのですけれども、その歩数にいかないとちょっと歩いてきてしまおうかなとか、それから食事もあるのですけれども、今日これをちょっと食べていないという感じで、意識が大分違うかなと思うのです。ですので、この制度はとても高齢者の方にもいいと思うので、どんどん進めたいと思います。

様々な市の行事がありますけれども、ボランティア関係の方もそこに行った

だけでポイントがいただけるということで張り合いがあるかなと思うのですが、ぜひ続けていただきたいと思います。ここに星さんがいますけれども、担当者ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

議 長

よろしいでしょうか。幾つか面白いのがあるなと思いました。先ほどおっしゃったやっぱりちゃんと会議等が新規にちゃんと伝わるように、逆に言うところという議論をされているのだよと。逆に言うところ掘り起こしていくという作業が必要なかなと思いますので、これは実際事務局を含めてそういった検討をしていただきたいし、きらポについてはきらポがどうのこうのという以前に、こういった企画というのはやるといふのがあると思います。ただ、それが本当にどう使えるのかということきちんと検証して、この事業の中でありますように、継続するのか廃止するのか改善するのか、またそれをするためにどういふふうな普及をするのかということには精査していかなければいけないのではないかなという、そういったことを感じさせられるようなご意見のやり取りがあったのかなというふうに認識しております。

何かほかにご意見あれば。はい、どうぞ。

F 委員

今回基本施策の施策の柱の検討ということで、資料1—1の基本指針の構成、それを受けてというお話で構成が変わってきているというところなのですが、この資料1—1のところの2ページの3、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び現場の生産性向上の推進、これの4つ目のところ、介護現場の生産性向上とかがあるのですが、それに加えて4ページ目のところで、下から7番目、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について追記（P13）と書いてあるのですが、これ厚労省の資料をちょっと私13ページ確認してみたのですが、今までと違って、加えてケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要であるというのが、この資料の次の厚生労働省のホームページからダウンロードで載っているところとして、今介護支援専門員が足りないという問題が非常に切迫しているというところなんです。隣の市町村というと、要介護申請した介護の認定がついた方が居宅介護支援事業所、市内一周探して全部断られて、隣町に依頼しなければいけないという市も出てきている、そんなくらい介護支援専門員が不足しているという現実が。ただ、越谷市に関しては大きなまちですので、比較的その波が遅いのですが、非常に介護保険料を市民の方が支払っていて、いざ必要になったときにケアマネジャーが見つけれない、だからサービスというところ、

非常に深刻なゆゆしき事態になりかねないというところもあるという点がまず皆様にお伝えしたいなと思っています。

それから、それに向けて第8期まで介護保険人材の確保という点で取り組んでいただいているのですけれども、それが今日配られた資料、参考資料1の98ページとか取り組んでいただいているものがあります。今回8期から9期に組み替えてやっていく中でなののですけれども、9期のところで取組が増えてはいるのですが、別紙4の4ページ、ちょっと行ったり来たりするのですが、の上、主要施策4のところ、第9期において、今まで行っている事業の継続という形で項目が増えているのですけれども、継続という形になっています。今までの流れでいくと、本当に非常に深刻な状況になりかねないという点で、これプラス何か中核都市として検討していただけたらありがたいなと思っています。

介護支援専門員が不足する背景についても、この場をお借りしてちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、介護支援専門員というのは、国家資格を持った人間が経験を積んで、それからテストを受けてなるというもので、私は理学療法士というリハビリの資格でそこからケアマネジャーに。だから、そのほうが介護福祉士が経験を積んで介護支援専門員になるといった過程がもう圧倒的に多いと。ただ、その介護福祉士が処遇が低いということで、処遇改善というので、介護保険制度の中でその後押しをされているといった結果、ケアマネジャーになるのに経験を積んでキャリアアップとしてケアマネジャーにみんななったのですけれども、処遇が介護福祉士のほうが高いとかいう逆転現象が出てきていて、介護支援専門員でいることも難しくなったのと、2000年初頭からやっている方がもう70過ぎたり、引退してという方が増えているということで、圧倒的に介護支援専門員がこれから団塊の世代が後期高齢者、介護認定を申請する、認定率も上がってくるという中では増えてくることが予想されている中で、非常に対応が難しいということもありますので、ぜひその他県他市の取組で介護福祉士に処遇改善というものがあるのだったらというので、ケアマネジャーに処遇改善というふうな取組をやっている市町村もありますし、何か後押しをするようなそんな取組もぜひ検討していただいて。そうしないと、本当にケアマネジャーを探すのに一周するという結果が、別の市に頼まなければいけないということが起こるとよろしくないのかなと思っていますので、今日の内容ではないのかもしれないのですけれども、ただこれを次の

運営協議会の素案をつくっていく中では、ぜひそういった既存のままではなく、何か違った切り口を、恐らくこの厚生労働省の資料にもあるのですけれども、非常にその地域包括支援センターもそうですし、居宅介護支援事業所のケアマネジャーもそうですし、人材が圧倒的に足りないというのは国がすごく書いてくるようになってきたという点も踏まえて、ぜひご一考いただければと思います。すみません、長くなりまして。

議 長 いやいや、勉強になりました。よく介護難民っていいしますので、それはそれといたしまして、何か事務局のほうから。

事 務 局 F委員さんからお話がありました件につきましては、確かに私、第8期計画のときから関わっておりまして、当時委員さんのほうから介護人材ということで今後確保が大変になってくるというお話をいただいていたのですが、やはり当時と今を比較すると、やはりその人材確保というのがますます厳しくなっているという状況は肌感覚としては持っております。そういう中で今お話がありましたそのケアマネジャーさん含めて、介護人材の確保についてどうしていくかということについては、今委員の方からお話のありました他自治体の好事例、こういったものを参考としながら、ひとつ考えていくと。絶対的にケアマネさんが多分1人当たり何人までしか持てない。それ以上持つと減算ということになりますので、絶対的にその高齢者が今増えて、認定率も上がっていくところの中では、何かその歯止めをかけるようなことで、今は次回の検討とさせていただきますと思います。それがいわゆる事業的なものなのか、もしくは人材の掘り起こしというような観点から、前回令和2年度のときに、これは今はなくなってしまったのですけれども、広報のほうで季刊版というのをやっています、この中でいわゆる介護というものがこういういろんな事業があるのですよというのをこれ1回限りだったのですけれども、特集で4ページぶち抜きでやった経過がございました。こういったものとかをちょっと検討しながら、人材のその掘り起こしということも考えながら事務局として検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

あと追加がございますので。

事 務 局 すみません、ちょっと補足なのですけれども、今F委員さんからもありましたように、厚生労働省の書きぶりというのが結構いろいろ危機感を持ったような書き方をされてくると私も捉えております。そうした傾向を見ますと、今後

国からも何らかのそういう支援だったりとか、今あった減算の対象の変更であったりとか、そういうことが出てくると思いますので、そういうのを素案のタイミングで書きぶりの変更はできるかどうかちょっと分からないですけども、今後そういった情報を見ながら書きぶりについては検討させていただきたいと思いますし、万が一書きぶりを今のままいったといたしましても、事業としてはその新しいものを取り組んだ形でやっていかないといけないと考えておりますので、そういったことも含めましてトータル的に検討させていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。

G 委員 2点ありまして、すごく気になっていることが施策に盛り込まれてきたなと思うのですが、1点目は認知症の方が今すごく増えてきていて、認知症の人でお一人暮らしの方とかも、認知症同士のお二人暮らしでご夫婦で認知症の方とかという方が増えてきています。その中でなかなかサービスの導入がしづらいというところで、認知症の初期支援チームとかが多分あると思うのですが、今まではすごく申込みにとっても時間がかかったりとか、すごく書類が必要だとかというところで、多分実績としてそんなに使われていないのではないかと思います。ただ、他市とか東京都なんかを見ると、すごくよく動いてくれている、助かっているとかという話も聞きますので、初期支援チームなんかはすごくフットワーク軽く動いていただけるような仕組みがあると、もう少しこの認知症が増えていく中で皆さんが困らないでいられるのではないかなと思うので、そこをお願いしたいということが1点です。

あともう一点なのですが、ヤングケアラーのことについて施策が追加になっていると思うのですが、この家族介護者に対する支援の充実というところで入っているのですが、本当にヤングケアラーの方の支援というのがどのようにしていくかというのが本当にはさまに入ってしまうというか、どこに、みんながすごく問題と思っているのですが、一体どこが手助けをしてくれるのかとか、どのような支援をしてあげられるのかというところが本当に困っていた場面があったので、その辺りを地域包括ケアセンターとか、65歳以上とかになってしまうので、そうするともう障害福祉課になってしまうのかとか、はさまで困るのだけれども、どんなふうなやり方をしたらいいのかとかというところを示していただければ、支援者も助かると思いますので、そこをお願いしたいところです。

以上でございます。

議長 何かおっしゃるとおりで、ただヤングケアラーは難しいだろうなという中で、ただこれだけ国の文言に出ているというのは、もうそれだけ取り組むべき課題として認識されてきた時代なのだなというそれも盛り込んだ形で今回の計画を考えないといけないということだと思います。

事務局から何か補足あれば。

事務局 ありがとうございます。まず最初に、認知症の初期集中支援チームなのですが、確かに委員さんおっしゃるとおり、実績という意味では非常に少ないというのがございます。その背景として、他市ではほかの病院さんに認知症初期集中支援チームを委託したりとかしているというのがございまして、それが本市では認知症の相談窓口でまず地域包括支援センターがチーム員としてその活動をになっているというところがございます。地域包括支援センターとしても、これまでの初期集中支援チームの活動の中で精神科の、今秀峰会の先生に委託をしているのですけれども、秀峰会の先生にもご助言等をいただきながら、そういったことが包括のほうのふだんの相談業務にも生かされていて、初期集中支援チームというチームアプローチでなくても、包括独自として認知症の方に対しての相談ができているというのが一方でございます。ただ、やっぱりその委員さんおっしゃるとおり、もう少し書類ですとか、その支援チームにつながるまでの流れですとか、そういったものの簡素化といいますか、そういった取組も必要なのではないかというふうに思うところもございますので、そこは検討させていただければというふうに考えております。

もう一つ、ヤングケアラーなのですが、確かにこれ非常に難しい問題だなというふうに思っております。これをどう計画のほうに盛り込んでいくのか、示していくのか。それは学校であったり、子供の福祉のセクションであったり、ちょっといろんなところとも協議をしながら、国のほうでも地域包括支援センターがヤングケアラーの相談窓口として機能するようにというのが非常に重要であるというような書きっぷりも基本方針の中で示されておりますので、そういったことも踏まえまして、ちょっと計画への取組については今後検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長 G委員、今の答えになるのですね。

G委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

F委員 すみません。ちょっと私、新規事業の2つ目の重層的支援体制整備事業、こ

れが先ほどG委員がおっしゃっていたヤングケアラーのセーフティーネットに当たるのかなと思ったのですが、その点とは違ってくるのですか。

事務局 重層的支援事業の中に含んでいると思います。

D委員 今参考資料の1を見ておるのですけれども、このところで位置づけとして事業名が老人福祉センター事業の実施という形になっています。最近高齢者で困っておりますのが、今までは自分の車を運転していたけれども、高齢化になったので、免許を返上したと、そうすると足がなくなってくるわけです。それで、例えばけやき荘の例を出しますと、バス代の今までは往復の補助があったわけです。ところが、現在は行くときは個人負担、それから帰りは……

議長 資料分からない方がいるみたい。どうぞお続けください。

D委員 ということで、足のない人の行き分が支援がなくなってしまった、この辺が大分困っているのです。市のほうでいろいろ予算があるわけで、予算を無視した施策はできないのは当然なのですけれども、できるだけこういうところに回してほしいなという要望がございます。

それからもう一つ、事業所自体のサービスの問題があるわけですが、昔は販売機が置いておきまして、酒類も販売機でやっていたわけです。ビールとかね、そういう。ところが、100人に1人、1,000人に1人の人たちがちょっと飲み過ぎてしまって迷惑をかけたなんていうようなことがあって、今現在はお酒の販売というのは全部ゼロなのです。それから、昔はお茶のサービスをやっていました。お茶も利用者の悪い方がおきまして、朝缶1つ出すと、全部持って帰ってしまうとか、お風呂に入ると石けんを持って帰ってしまうとか、これは利用者が悪いわけなのですけれども、そうなるとお茶のサービスなし、それから石けんのサービスもなしと、こういうような状況になってきているわけです。何か老人福祉センターというのは、皆さんに利用していただかなければいけないものなのだけれども、そういうような不幸な例があると、だんだん、だんだんそのサービスが低下してくるわけです。そういうのを何とか知恵を働かせて充実させていただければ、こういう施設ももっともっと利用者が増えると思います。そういうようなことでできましたらご検討いただければと思います。ちょっと一言。以上です。

議長 ありがとうございます。では、ご意見として検討してください。

それでは、このようなところでよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議 長 ありがとうございます。

(2) 高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画について

③今後のスケジュール

議 長 では、最後に、これからが実は本番ではないのですけれども、大変な部分で
ございます。

次に、今後のスケジュールでございます。事務局から今後のスケジュールに
ついてポイントをお願いいたします。

事 務 局 それでは、資料1の7ページをお開きください。

本年7月31日に全国介護保険担当課長会議の資料が厚生労働省のホームペ
ージに掲載され、8月8日にこの資料を基に、全国介護保険担当課長会議が開
催されました。これらの会議資料の中には、「介護保険事業に係る保険給付の
円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）」、いわゆる基本指針
（案）が示されております。

本日お手元にこの厚生労働省の資料の1-1、先ほどF委員からもお話が出
ておりました1-1、こちらのほうに記載されております。この基本指針の構
成については、こちらのほうに記載をされておりますが、ここに記載されてい
る内容がおおむね第9期計画の基本指針の内容となる見込みでございます。

今回国から提供された資料は、現時点で本年2月の時点、厚生労働省のほう
が示しておりました第9期計画において記載を充実する事項（案）、これらの
内容と大幅な変更はないように見受けております。実際基本指針のほうにつき
ましては、告示（決定）につきましては、前回の計画では令和3年の1月下旬
に告示されていることから、タイムスケジュールは今回と同じようになるであ
らうと想定しておりますけれども、各都道府県、それから市区町村も今回公開
されましたこの基本指針（案）、この案を基に計画策定作業を進めることとな
っております。本市といたしましては、引き続き国の動向を注視するとともに、
今回のこの基本指針（案）の内容を再度精査いたしまして、第9期計画の策定
に遺漏がないように対応してまいります。

なお、次回、これ大体10月末ぐらいに次回の運営協議会のほうを考えてお
りますが、事務局のほうといたしましては、この精査した内容を庁内の検討委
員会、それから作業部会のほうで協議検討、取りまとめを行いまして、この協
議検討、取りまとめを行うに当たってのたたき台というか、フレームにつつま

しては、先ほどの議事の1番のほうで皆様からご承認、これまだあくまでもた
たきでございますので、今後また変更もございますが、これを基に主要施策と
主要施策の柱、これらを肉づけしていった場合の11月から12月にかけて実
施予定をしているパブコメのほうに向けて、その素案をお示ししていきたいと
いうふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 これを見てあまりイメージしにくいかもしれませんが、簡単に言うと、パブ
コメをやりますと。パブコメのための準備に入りますということになりますし、
当然それに向けてこの事業がどうのこうのということを含めてパブコメに入り
ますと思いますので、相当事務局も含めてある意味でこの重要な時期になるの
ではないかなというふうに思います。

これは皆様ご意見とかないと思いますが、何かあります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、本日事務局がご用意していただきました議事につきましては、これを
もって終了となります。進行のほうを、皆様に結構深い、私も実はねやっぱり
ケアマネが越谷に足りない、その経理がちょっと危なくなるかもしれないと
いうことの問題を含めて考えますと、結構その介護保険の細かいことだけでは
なくて、そちらのほうまで目配りしなければいけないのだなということを含め
て非常にいいご示唆をいただいたのではないかなというふうに思います。

では、事務局に交代します。

司会 星野会長、ありがとうございました。

4 その他

司会 それでは、事務局より2点ご連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、令和5年度第1回の会議録につきまして、今回の会議
資料と併せての送付となりましたことをおわび申し上げます。申し訳ございま
せんでした。本年度は会議がおおむね2か月に1回の開催となるため、会議録
につきましては今回のように次の会議資料の送付と同時期になるとともに、次
回の会議で確定していただければと考えておりますので、あらかじめご了承い
ただければと思います。

次に、2点目ですが、次回の会議につきまして、10月下旬を予定しており
ます。具体的な日程は正副会長と調整させていただき、改めて皆様にご連絡さ

せていただきます。

5 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉を久保田副会長からお願い申し上げます。

久保田副会長 皆様、お忙しいところありがとうございます。

第9期計画の中で主要施策が6つにされたこと、それが中が非常に充実しているなという印象があります。というのは、6番目に認知症を核といたしまして、2040年に向けてどういった必要があるかというところがあります。D委員からも話が出ていましたけれども、老人クラブの8割が75歳以上だという話もあったり、B委員からは1万歩歩いている人がいるというような話もあったりとか、あるいはC委員からはケア会議の市民への還元という話もございました。元気な方については、恐らく裏を返せば年も75歳過ぎようが頑張ればきらぽも活用できていっているところがあるかもしれません。ただ、私の方の研究テーマの一つである虚弱高齢者等々に関しては、なかなかそこに至るまでにはいかない。しかも、短期間の身体活動の低下でも疾病を引き起こす海外の論文も出ていますから、したがって歩けない時期に雨が降ったりとか、寒くなったり、暑くなったりという時期に気候変動も大変ですので、いかにそういうときに活動を高めるかということを考えたら、きらぽの3倍ポイントキャンペーンがあったりしたらいいのではないかなという風に話を聞いていました。やはりトータルで考えると、これからの時代、この職員の皆様もそうですけれども、限られたマンパワーの中でこれだけの事業をやっていかなければいけないというのは、逆に考えれば、認知症のところは6番目になっていますけれども、それさえも1から5、やっぱり体系図を組んで人の体をぶった切るわけにはいきませんので、同じようなことを1から5までやっていかななくてはいけないのではないかなというところが大きな課題になってきますよね。そういった意味では、F委員もおっしゃっていましたが、マンパワーというのはどこの時代でも生じるのだなというところがありますので、ここがちょっと永遠の課題であり、これが立ち後れるとちょっとえらいことになりそうだなと思いながら聞いておりました。

本日のご参加ありがとうございました。またのご参加をよろしくお願いたします。

司 会 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、大変本日はありがとうございました。